

# ニュージャージー州公立学校財政制度に関する考察

— 基礎教育補助金配分方式に焦点をあてて —

東 亜 大 学 上 寺 康 司

## ABSTRACT

Some Considerations of  
the New Jersey Public School Finance  
System: With Reference to the Basic Education Aid Formulas

**Koji KAMIDERA**  
University of East Asia

My article clarified the characteristics of the New Jersey Public School Finance System under the Quality Education Act of 1990, focused on equalization aid which was centered in the state public school finance system, with reference to the characteristics of the same state public school finance system from the 1960's to the 1980's.

In the 1960's the laws of the N.J. public school finance system were the State School Aid Law of 1954 and a traditional foundation program was adopted. In the first period of the 1970's, the laws of N.J. public school finance system were the State School Incentive Equalization Aid Law of 1970 and a Guaranteed Valuation School Aid Plan was adopted. In the second period of the 1970's, the laws of the N.J. public school finance system were the Public School Education Act of 1975 and a Guaranteed Tax Base System was adopted.

In the 1990's, the laws of the N.J. public school finance system were the Quality Education Act of 1990 (QEA) and the QEA established a new formula for distributing state education aid to N.J. school districts. QEA's intent was to enhance educational opportunities for New Jersey's children by guaranteeing all school districts an adequate level of state aid. QEA was designed to address the court mandate that every student's education be supported by similar educational resources and the foundation funding program was adopted. In foundation funding program, the state determines a basic amount to be spent on every child's education, regardless of the fiscal capacity of the district in which the child resides. The state then provides education aid based on property wealth and aggregate income, a major change from the previous funding formula which considered property wealth only. QEA designated 30 urban school districts as having special needs and provided them with additional state aid to address their needs.

## I はじめに

ニュージャージー州は、公立の初等・中等学校（以下公立学校と記す）の質（quality）に焦点をあてた憲法上の規定をもつ州の1つであり、公立学校に在籍する児童・生徒に均等で適切な教育を受ける権利を保障するために歴史的かつ継続的な努力を実施してきた州である<sup>1)</sup>。同州憲法の教育条項である8条4項には「州議会は、5歳から18歳の年齢にある同州のすべての児童・生徒の教育のための無償の公立学校の周到かつ効率的なシステム（thorough and efficient system of free public school）の維持及び援助を提供する。」<sup>2)</sup>と規定されている（以下、同条項の規定をT&E規定と記す）。この教育条項は、1844年に制定された同州憲法を1875年に修正した際に、初めて採用されたものである<sup>3)</sup>。同州の憲法上のこの規定によって、「無償公立学校の周到かつ効率的なシステム」を提供することが、公立の初等・中等教育に対する州の責任となっている<sup>4)</sup>。

同州では、この周到かつ効率的な教育の提供という州の責任を遂行するため、1970年代に入って公立学校財政制度改革が推進されてきた。具体的に言えば、1970年には、それまでの公立学校財政法規であった1954年制定の州学校補助金法（the State School Aid Law of 1954）（通称 Dumont Law）に代って、州学校奨励均衡化補助金法（State School Incentive Equalization Aid Law）（通称 Bateman Act）が制定され、それにもとづいて公立学校財政制度改革が行われ、また、1970年代後半には同州のロビンソン事件（Robinson v. Cahill）に対する一連の判決が下された最中に制定された1975年の公立学校教育法（Public School Education Act of 1975）に基づいて公立学校財政制度改革が実施された。

1980年代は、この公立学校教育法に基づく公立学校財政運営が行われていたが、1990年6月5日には同州最高裁判所は、アボット対パーク事件（Abbot v. Burke）<sup>5)</sup> に対して、1975年公立学校教育法（Public School Education Act of 1975）（Chapter 212）は、それがより貧困な都市学区に適用されるとときに、違憲であると判決を下すとともに、次のような命令を下した。

- ① 1975年制定の公立学校教育法（のもとでの教育補助金配分方式）は、財産の富裕な学区の水準で、より貧困な学区における一定水準の教育を維持するための財源調達を保障するように修正されなければならないこと
- ② 財源調達については、地方学区の徴税能力に依存することは認められないのであり、州によって保障され、命令されなければならないこと
- ③ 都市学区に在住する極端に不利な立場にある児童・生徒を救済するためには、財源調達水準は、適切なものであること、すなわち、貧困な都市学区の特別な教育ニーズに応じられるような教育サービスを提供できるものであること
- ④ 最小限援助補助金を継続しないこと<sup>6)</sup>

ニュージャージー州は、この裁判所の命令を受けて、同州公立学校財政制度を改革するために同年7月3日に、「質を高める教育法（the Quality Education Act, 以下QEAと記す）」を制定した<sup>7)</sup>。

本小論は、T&E規定にみられる州の公立学校教育に対する責任遂行のために制定されたQEAのもとでのニュージャージー州公立学校財政制度の特徴と意義を、QEA施行以前の同州公立学校財政制度の特質をおさえながら、明らかにすることを目的とする。言うまでもなく、州公立学校財政の中心をなすのは、学区に対して配分される政府間補助金としての性格を有する州教育補助金である。そして、この州教育補助金の約8割が学区経常費予算<sup>8)</sup> に対して交付される基礎教育補助金である。つまり、基礎教育補助金配分方式が州公立学校財政制度の中核をなすものといえる。したがって、本稿では、ニュージャージー州公立学校財政制度の特徴と意義を同州の基礎教育補助金配分方式に焦点を当てて考察する。

## II QEA施行以前の公立学校財政制度

### 1. ロビンソン判決以前の公立学校財政制度

#### (1) 州学校補助金法のもとでの公立学校財政制度

1960年代においては、1954年に制定された州学校補助金法（以下SSALと記す）が公立学校財政制度の根拠をなす法であり、そこでは、学区経常費予算に対する基礎教育補助金の配分方式として

は、州が最小限の水準の教育プログラムを提供するのに必要であるとして標準教育費（同法制定当初、児童・生徒一人あたり400ドル）を設定し、その標準教育費を児童・生徒に支出するための財源調達を努力を地方学区に対して要求し、地方学区の財政努力との差額を補助金で配分するという、伝統的な標準教育費プログラム<sup>9)</sup>が適用されていた。

標準教育費プログラムには、以下に示すように、地方学区の財政努力にかかわらず、各学区に対して、児童・生徒一人あたり一律の額（同法制定当初75ドル）を配分するという一律補助金としての最小限援助が組込まれていた。

このSSALのもとでの州基礎教育補助金配分方式は、次の通りである<sup>10)</sup>。

《SSALのもとでの基礎教育補助金配分方式》

◎学区経常費に対する標準教育費プログラム補助金＝最小限援助補助金＋均衡化補助金

○最小限援助補助金：全学区一律に交付

最小限援助補助金＝児童・生徒一人あたり最小限援助補助金（75ドル）×学区児童・生徒数

○均衡化補助金：児童・生徒一人あたりの地方合法分担額と児童・生徒一人あたりの最小限援助補助金の合計額が児童・生徒一人あたりの標準教育費支出額（400ドル）よりも小額である学区に対して交付

均衡化補助金＝{児童・生徒一人あたりの標準教育費支出額（400ドル）

－児童・生徒一人あたりの地方合法分担額（Local Fair Share）

－児童・生徒一人あたりの最小限補助金（75ドル）} ×児童・生徒数

児童・生徒一人あたり地方合法分担額<sup>11)</sup>（地方学区の財政努力）

＝児童・生徒一人あたり学区均衡化財産評価額<sup>12)</sup>

×教育税率（100ドルにつき1.05ドル）

SSALのもとでの州教育補助金配分額を示すと表1のようになる。

表1 州学校補助金法のもとでの教育補助金プログラム配分額, 1962—63会計年度

補助金プログラム		補助対象	配分額（ドル）	配分割合（%）
標準教育費プログラム	最小限援助補助金 (Minimum Aid Fund)	K-12学年対象, 経常費補助	55,321,090	52.6
	均衡化補助金 (Equalization Aid Fund)	K-12学年対象, 経常費補助	18,480,992	17.6
学校建築補助金 (School Building Aid Fund)		資本支出補助と 債権サービス	15,946,665	15.2
輸送補助金 (Transportation Fund)		児童・生徒輸送	9,461,707	9.0
障害をもつ児童・生徒への補助金 (Atypical Pupils Fund)		特殊教育	3,596,305	3.4
その他			2,331,389	2.2
計			105,138,148	100.0

[出所] U.S. Department of Health, Education, and Welfare, *State Programs for Public School Support*, United States Government Printing Office Washington: 1965, pp. 62-63の表をもとに、筆者が作成した。

表1からも、最小限援助補助金と均衡化補助金をあわせた基礎教育補助金配分額が州教育補助金総額の70%以上を占めていることが看取できる。

SSALの1966年の改定により、このプログラムは、人口100,000人を超える都市学区、具体的には、同州の6大都市に位置するCamden学区 (Camden County), Newark学区 (Essex County), Jersey City学区 (Hudson County), Paterson学区 (Passaic County), Trenton学区 (Mercer County), Elizabeth学区 (Union County) に対しては、児童・生徒一人当たり追加的に27ドルが配分されることになった。また1968年の同法の改定によって、全学区が追加的に25ドルを受領することになった<sup>13)</sup>。

結果として標準教育費プログラムのもとでは、すべての学区が、児童・生徒一人あたり100ドルと、それに加えて、均衡化補助金として325ドルと地方合法分担額との差額を配分されることになった。6大都市に関しては、児童・生徒一人あたり27ドルが追加的に配分されることになった。しかし、1969-70年までにすべての学区は、標準教育費プログラムによる保障額の水準を上回る年間予算 (annual budgets) を編成していたのであり、州全体の平均では、児童・生徒一人あたり800ドルを超えていた。学区の中には、地方合法分担額が高く、児童・生徒一人あたり100ドルの最小限援助補助金のみ交付されていた学区があったものの、大部分の学区が、標準教育費プログラムによる地方合法分担額に加えて、地方税によって超過支出額を財源調達しなければならなかった<sup>14)</sup>。

ニュージャージー州は、SSALによる公立学校財政制度が運営されていた1969-1970会計年度には、学区予算収入すなわち公立学校の財源の67.6%を地方が支出しており、全米平均の51.8%を大幅に上回っていた<sup>15)</sup>。また、同州において公立学校財源の州と地方の負担割合は、州が24.0%に対して、地方が76.0%であり、全米平均の州43.0%、地方56.8%をこれまた大幅に上回っていた。地方財産税の依存割合であるが、同州では、財産税が54.1%であり、全米平均の39.1%を上回っていた<sup>16)</sup>。このことから、ニュージャージー州は1960年代当時、SSALのもとで、特に地方税への依存度の高い教育財源調達システムを採用していたことが伺われる。実際のところ、同法においては、州によって標準教育費が設定されたが、それは最小限の水準であり、また、同法には、学区予算の決定や学区独自の財源による教育費支出額に対する制限に関しては何等の規定を設けておらず、その決定は学区にゆだねられていたのである。そのため、ニュージャージー州は、児童・生徒一人あたりの学区間課税財源の格差が大きく、結果として児童・生徒一人あたりの教育費支出額の学区間格差も大きかった。SSALは、学区に対する州基礎教育補助金の主要機能<sup>17)</sup>の一つである学区間教育費支出額並びに学区間租税負担額の均衡化機能が弱かったといえる<sup>18)</sup>。

SSALのもとでの伝統的州標準教育費プログラム配分方式では、同州はT&E規定による公立学校教育の責任を遂行しえなかったといえる。

## (2) 州学校奨励均衡化補助金法に基づく公立学校財政制度

1970年代前半の公立学校財政制度の根拠をなす法は、通称Bateman<sup>19)</sup> Lawとも呼ばれている州学校奨励均衡化補助金法 (State School Incentive Equalization Aid Law of 1970 以下SSIEALと記す) である。この法は、公立学校財政に対する州の財政援助水準を40%に引き上げることを目的として、1971年7月に施行された<sup>20)</sup>。

この法律による学区経常費予算に対する州補助金は、主に、最小限援助補助金と奨励均衡化補助

金、AFDC<sup>21)</sup> 児童・生徒補助金の3つから構成されている<sup>22)</sup>。

最小限援助補助金はすべての学区に配分されるのであるが、奨励均衡化補助金は、学区の児童・生徒一人あたりの実際上の均衡化評価額が、学区の分類に基づいて州によって決定された保障評価額すなわち州保障財産評価額<sup>23)</sup>よりも小額である学区に対して、配分される<sup>24)</sup>。

ちなみに、基礎学区における均衡化財産評価額は、30,000ドルに、学区の居住加重児童・生徒数を乗じた額と等しく設定されていた。

奨励均衡化補助金の配分額は次のように決定される。まず、学区が「純運営予算」(net operating budget)を決定する。この純運営予算とは、学区の経常費予算から最小限援助補助金、輸送補助金、連邦補助金などの推定される学区外移転収入を控除したものと定義されている<sup>25)</sup>。

このようにして求められた純運営予算が、州保障財産評価額で除せられる。その結果の値が学区教育税率となる。奨励均衡化補助金配分額は、児童・生徒一人あたり州保障財産評価額と児童・生徒一人あたり学区均衡化財産評価額との差額にこの教育税率と、学区居住児童・生徒数を乗じることによって算定される。奨励均衡化補助金の交付を受けるためには、当然にして学区の財政努力が要求されるのであり、それは地方税要求額 (local tax requirement) と呼ばれ、教育税率に学区均衡化評価額を乗じることにより、算出される<sup>26)</sup>。奨励均衡化補助金と最小限援助補助金額とを加えたものが地方税要求額よりも大きい場合、州教育長は、学区の予算内での各項目の配分額を再吟味する。

以上を述べてきた奨励均衡化補助金と最小限援助補助金の配分方式について、SSIEALの規定<sup>27)</sup>に従って整理すると次のようになる。

#### 《SSIEALのもとでの州基礎教育補助金配分方式》

- 州奨励均衡化補助金：児童・生徒一人あたり学区均衡化評価額が児童・生徒一人あたり州保障財産評価額よりも小額である場合に交付される

$$\text{州奨励均衡化補助金} = (\text{児童・生徒一人あたり州保障財産評価額} - \text{児童・生徒一人あたり学区均衡化財産評価額}) \times \text{教育税率} \times \text{学区居住加重児童・生徒数}$$

$$\text{教育税率} = \text{学区純運営費予算額} / \text{学区における州保障財産評価額総額}$$

$$\text{地方税要求額 (学区財政努力)} = \text{学区均衡化財産評価額} \times \text{教育税率}$$

$$\text{学区純運営費予算額} = \text{地方税要求額} + \text{州奨励均衡化補助金}$$

- 最小限援助補助金：全学区に対して一律に交付

$$\text{学区最小限援助補助金総額} = \text{児童・生徒一人あたり最小限援助補助金算定額}^{28)} \times \text{学区居住加重児童・生徒数}$$

以上のことから、SSIEALのもとでは、地方学区の財政努力は、補助金配分とは関係ないことと、州が標準教育費を設定していないことから、児童・生徒一人あたりの教育費支出額の決定は、学区に委ねられていたことが看取できる。

ここで、SSIEALの特徴の一つとして、補助金の算定単位に学区に居住している児童・生徒に加重値を加えた加重児童・生徒 (weighted pupils) を採用していることが指摘できる。加重児童・生徒は、さまざまなタイプの児童・生徒に対して加重値を設定し、その加重値に実際の児童・生徒数

を乗じたものである。加重値を具体的に示すと、表2のようになる。

表2 州学校奨励均衡化補助金法 (SSIEAL) のもとでの加重値システム

カ テ ゴ リ ー	加 重 値
幼稚園児	0.75
初等学校児童 (1学年から6学年まで)	1.0
州教育長によって認可されていないミドルスクール及び ジュニアハイスクールの生徒 (7学年と8学年)	1.15
州教育長によって認可されているミドルスクール及び ジュニアハイスクールの生徒 (7学年と8学年)	1.25
5学年と6学年のハイスクール生徒 (全日と等しい)	1.275
シニアと4年制のハイスクール生徒 (全日と等しい)	1.3
職業学校あるいは職業クラス在籍職業学校生徒 (全日に等しい)	2.0
夜間学校生徒 (Evening school pupils) (全日に等しい)	1.0
認可夜間学校生徒及び卒業後ハイスクール (post-graduate high school classes) (全日に等しい)	1.3

〔出所〕 State School Incentive Equalization Aid Law of 1970, 18A:58-2. Definitionsをもとに筆者が作成した。

SSIEALのもとでの学区経常費予算に対する州教育補助金配分額を示すと表3のようになる。

表3 州学校奨励均衡化補助金法 (SSIEAL) のもとでの学区経常費予算に対する州教育補助金配分額  
: 1971-72会計年度

補 助 金 プ ロ グ ラ ム	配分額 (ドル)	
公式補助金 (formula aid) (均衡化補助金+最小限援助補助)	245,013,900	全学区教育 費支出総額 の約21パー セントを占 める
州輸送補助金 (state transportation aid)	31,270,200	
障害をもつ児童・生徒に対する補助金 (atypical pupil aid)	32,688,900	
学校給食補助金 (school lunch)	6,500,000	
職業教育補助金 (vocational education aid)	3,479,000	

〔出所〕 *Robbinson v. Cahill*, 118 New Jersey Super 223, 287A 2d 187(1972), p.191.をもとに筆者が作成した。

SSIEALのもとでは、相対的には、1971-72会計年度において、児童・生徒一人あたり50ドルかそれより少し上回るくらいの増大であった。児童・生徒一人あたりの教育費支出額を増大させた学区の中でも、比較的に大きく50ドルを上回った学区としては、Asbury Park学区 (Monmouth County) (+67.48ドル)、Camden学区 (Camden County) (+80.41ドル)、Newark学区 (Essex County) (109.82ドル)、Trenton学区 (Mercer County) (+98.51ドル)、Jersey City学区 (Hudson County) (+54.58ドル)、Winfield Township学区 (Union County) (+115.95ドル)などがあげられる。これらの学区の中でも、Winfield Township 学区は、児童・生徒一人あたりの課税対象財産の最も貧困な学区であった<sup>29)</sup>。

このSSIEALのもとでの補助金が完全に財源調達されたならば、SSIEALは、地方学区財源調達

力を均衡化することによって、従前のSSALのもとでの標準教育費プログラムを改善することになったであろうが、実際のところ、学校経費は、年率10%の割合で増大しつつあった。これは年間に児童・生徒一人あたりにして、100ドルに相当するぐらいの額であった。したがって、SSIEALの公式補助金が20%の増額をみたとしても、たいていの学区では、学校経費の年間の高騰額を相殺することはできなかつた<sup>30)</sup>。

SSIEALのもとでの基礎教育補助金配分方式は、州の策定した財産評価ベースによって算出された教育収入額を各学区に対して保障するプログラムでもあったことから、学区の収入を均衡化することを企図した保障財産評価額学校補助金 (A Guaranteed Valuation School Aid) 方式あるいは、保障課税ベース補助金 (guaranteed tax base すなわちGTB) 方式であったことが指摘できる。

SSIEALの運営の最初の会計年度である1971-1972年には、この法律によって、同州の公立学校経費のための教育財源調達割合は、全公立学校のための予算の25.1%となった。この割合は、60年代初期の約5%と比較すれば、大幅な増大となったが、同法による目的の40%にはほど遠いものであった。SSIEALをもってしても、学区間の均衡化を是正することはできなかつたのである<sup>31)</sup>。しかし、貧困な学区は、この州学校奨励均衡化補助金法のもとでの公式補助金によって、著しく均衡化補助金を増額させることができた。しかし、その補助金増額によって恩恵を受けることになった学区とは、実は、この公式において、AFDCの援助対象となっている児童・生徒が在籍している学区であった<sup>32)</sup>。

SSIEALでは、その公式補助金の規定からも看取されるように、地方税によって経常費のための財源を大幅に調達したのであり、この法をもってしても、同州全体において、公立学校経費の67%を地方税によって支弁し、5%を連邦が、そして残余の28%を州が支出していた<sup>33)</sup>。したがって、地方税への大幅な依存というものは解消されず、それが学区間の教育費支出額の不均衡に反映することは回避できない状態であった。しかも、このSSIEALにおいては、学区の経常費予算額を決定する権限は学区に委ねられていたため、州は、均衡化補助金を通して学区予算の一部を負担するという形態での関与に過ぎなかつた。従って、公立学校教育サービスの水準(質)の決定権は学区の側に握られており、その意味では、SSALと同じであったといえよう。

## 2. ロビンソン判決以後の公立学校財政制度

### (1) ロビンソン判決

1970年代後半のニュージャージー州公立学校財政制度の改革のきっかけとなった判決が、有名な1973年のロビンソン事件 (Robinson v. Cahill) における同州最高裁判所の判決<sup>34)</sup>である。

このロビンソン判決では、ニュージャージー州が、同州憲法8条4項の“T&E”規定を同州の公立学校財政制度は満たしていないとして、同州のSSIEALのもとでの公立学校財政制度に対して違憲判決が下された。SSIEALのもとでの財源調達は、地方財産税に著しく基づいていたことに加えて補助金の交付額も余りにも少なく、財産の貧困な地域の学区を、教育のための財源調達が不可能な状態にしておいたという理由から、違憲とみなされたのである<sup>35)</sup>。ニュージャージー州最高裁判所は“T&E”規定の概念が明確かつ具体的に州政府によって定義されるべきであり、また、“T&E”規定の実施を可能ならしめる教育財源調達のための、より均等な方法が見出されるべき

である、と命令した<sup>36)</sup>。

## (2) 公立学校教育法に基づく公立学校財政制度

ロビンソン判決は7回に渡って下されたが、判決に対応する公立学校財政制度の根拠をなす法としては、ロビンソンⅣ判決<sup>37)</sup>に対応して1975年に制定された公立学校教育法(Public School Education Act of 1975, P.L.1975, C.212, 以下PSEAと記す)があげられる。

PSEAの目的は学区間の教育費支出額の公平を保障することを直接の目的としていたのではなく、無償の公立学校の周到かつ効率的なシステムの目標について、「社会・経済的地位及び地理的な立地条件にかかわらず、ニュージャージー州内のすべての児童・生徒たちに民主主義社会において政治的・経済的・社会的に機能する準備をさせる教育機会を提供すること」<sup>38)</sup>と規定していた。

この法律の目的の中で示された無償公立学校の周到かつ効率的なシステムとは、以下のような条件を満たすことを意味していた<sup>39)</sup>。

- ① 州と地方の双方のレベルでの教育目標の設定
- ② 教育目標の設定への公共の関与の奨励
- ③ 情報伝達にかかわる基礎的技術および計算にかかわる基礎的技術をすべての児童・生徒に習得させることを意図した教育
- ④ 児童・生徒個人の才能・能力を開発することを意図した幅広いプログラムの提供
- ⑤ すべての児童・生徒たち、特に教育上不利な立場にある、あるいは特別な教育ニーズをもつ児童・生徒たちのためのプログラムと支援サービス
- ⑥ 適切に備え付けられた、衛生的で安全な体育施設と適切な教材・備品
- ⑦ 資格のある教職員
- ⑧ 効率的な行政手続き
- ⑨ 研究・開発のための適切な州のプログラム
- ⑩ 州と地方の両レベルでの評価・監査システム

1975年のPSEAに基づくニュージャージー州の全学区の経常費支出に対する州基礎教育補助金配分方式は、同法の「均衡化援助」の規定<sup>40)</sup>に示されており、その配分方式には均衡化補助金配分方式と最小限援助補助金配分方式の2つ形態がある。この均衡化援助補助金は、両配分方式の結果として導かれる補助金計算額を比較して、計算額の大きくなる配分方式に基づいて、配分されることになる。

PSEAのもとでの州基礎教育補助金配分方式について整理すると、次のようになる。

### 《PSEAのもとでの州基礎教育補助金配分方式》

#### ○均衡化補助金配分方式

均衡化補助金＝学区均衡化補助金州財政援助率×

(前予算年の学区純経常費予算額か居住児童生徒在籍者数×州財政援助制限額のどちらか小さい額)

学区均衡化補助金州財政援助率＝ $1.0000 - \frac{\text{児童・生徒一人あたり学区均衡化財産評価額}}{\text{児童・生徒一人あたり州保障財産評価額}}$ <sup>41)</sup>



○最小限援助補助金配分方式

最小限援助補助金＝学区最小限援助補助金州財政援助率

×(州財政援助制限額×学区居住在籍者数)

学区最小限援助補助金州援助率＝(1.0000－児童・生徒一人あたり学区均衡化財産評価額/  
児童・生徒一人あたり州最小限援助保障財産評価額<sup>42)</sup>)×0.1

この配分方式からも看取できるように、PSEAに基づく州基礎教育補助金配分方式もSSIEALと同様にGTB方式<sup>43)</sup>であった。従って、補助金配分方式の中で、州が各学区に対して保障する財産評価額、すなわち州保障財産評価額の規模が、学区に対しての補助金額に大きな影響を及ぼすものとなることはいうまでもない。このPSEAのもとでの州保障財産評価額は、州平均の学区財産評価額の134%に設定された。これによって、州内の全学区が、自らの学区の児童・生徒一人あたりの課税ベース(学区均衡化評価額)で、州平均学区課税ベースの少なくとも134%の額になる保障課税ベースとして税を徴収し、それを学区財源に充当することができたのである。

学区均衡化補助金受給額は、学区均衡化補助金州財政援助率の大小で決まることになったのだが、それは、各学区の児童・生徒一人あたりの均衡化財産評価額すなわち学区財政力に、逆比例する形態をとった。児童・生徒一人あたりの州保障財産評価額は、SSIEAL実施最終年度の2倍となり、均衡化補助金を受給する資格を得る学区数は、1977-78年会計年度には、2倍以上に増大した<sup>44)</sup>。

PSEAのもとでの州教育補助金配分額を示すと表4のようになる。

表4 1975年公立学校教育法のもとでの州教育補助金配分額：1978-1979会計年度

補助金配分プログラム	補助金配分額 (ドル)	補助金配分 割合(%)
Chapter212補助金総額	950,164,000	68.85
均衡化援助補助金 <sup>注)</sup>	727,575,000	52.72
特殊教育補助金	87,225,000	6.32
補償教育補助金	67,923,000	4.92
二カ国語教育補助金	6,899,000	0.50
地方職業教育補助金	5,954,000	0.43
施設設備補助金	54,588,000	3.96
輸送補助金	89,851,000	6.51
その他の補助金	340,053,000	24.64
補助金配分総額	1,380,068,000	100.00

注) 各学区の均衡化援助補助金額が、均衡化補助金方式によって算定されているか、最小限援助補助金方式で採用されているかは、各学区によって異なっている。

[出所] ニュージャージー州教育局が作成した資料1977 through 1989 STATE SCHOOL AID をもとに筆者が作成した。

この表4から、均衡化補助金配分額が、州教育補助金配分総額の50%以上を占めていることが看取できる。

このPSEAのもとでの均衡化補助金方式は、州保障財産評価額を2倍以上に引き上げたものの、

上述からも看取されるように、補助金算定単位として、単に学区居住在籍者数を使用していたことから、学年水準や特別のニーズをもつ児童・生徒のための加重値システムを組入れていなかったことが指摘できる。実際、このPSEAでは、特別のニーズをもつ児童・生徒に対する財政措置は、均衡化補助金の中に組入れるのではなく、特定プログラムに対しての財政援助として、特定補助金の形態<sup>45)</sup>をとった。

1984-85会計年度にはGTBが223,100ドルに設定され、均衡化補助金総額は12億4000万ドルとなった。1985-86会計年度にはGTBは250,927ドルに設定され、均衡化補助金総額は13億4000万ドルとなった。学区課税能力の均衡化効果は全学区578のうちの371学区にみられ、PSEAが完全に財源調達された場合、均衡化効果はかなり増大すると考えられた<sup>46)</sup>。PSEAは、施行2年目の1977-78会計年度と1978-79会計年度の2度だけ完全に財源調達された。その2度を除くその他のすべての会計年度において、財源調達は、129%から134%(法定保障課税ベース水準)までの範囲で変化していた。PSEAのもとでの均衡化補助金プログラムが機能するかどうかは、GTBの水準いかにかかっていたのであり、134%の水準を下回った場合には、均衡化効果が減少したことはいうまでもない<sup>47)</sup>。

PSEAのもとでの基礎教育補助金配分方式は、学区財源調達額の増大に大いに寄与したが、しかし州が学区に対して在住する児童・生徒に保障すべき教育水準を維持するための教育費の支出水準を明示することも、法的拘束力をもって要求する規定もみられなかった。従って、教育費支出額水準の決定は、依然として学区にゆだねられることになったのである。同法のもとでの州教育補助金の機能は、児童・生徒の教育費支出額の水準の維持向上として表れるのではなく、学区によって決定される公立学校予算の一部を負担することにあつたといえる。

PSEAのもとでの均衡化補助金配分方式は、上述のように算定単位に加重値システムを導入していなかったことから、特別な教育的配慮を必要とする子どもたちの教育ニーズに応じることが十分にはできなかった。加えて、AFDCの児童・生徒に対しての財政措置も打ち切られたことは、都市の貧困層の家庭に対しての配慮を欠くことにもなった。また、同補助金配分方式は、学区財政力を財産税の課税ベースにのみ依拠していたことから、「都市の加重負担」(municipal overburden)の問題は残り、都市在住の児童・生徒に対して、周到かつ効率的な教育サービスを提供することは困難であった。

同補助金配分方式の特徴について、若干付け加えるならば、同補助金配分方式のもとでは、各学区の教育費支出額水準は、上述のように各学区に委ねられていたものの、学区経常費予算に対しての均衡化補助金配分額には上限が設けられていた<sup>48)</sup>ことである。これはある意味での州による間接的な学区教育費支出額水準の制限ともいえるとともに、補助金支出額の制限ということから、州による州教育補助金の効率的配分に対する配慮とも解釈できよう。

### III QEAのもとでの公立学校財政制度

#### 1. QEAによる州基礎教育補助金配分方式の概要

1990年代公立学校財政制度改革の根拠をなす法としては、質を高める教育法(QEA)があげられる。QEAは、上述したように、1990年のアボット事件による州最高裁判所の判決に基づいて出された「教育が同様の教育資源によって財政維持されるべきである」という命令を受けて、同年7月3日に

制定された。同法は同州の公立学校財政制度を改革し、従来の公立学校財政制度のもとで提供されていた教育費の水準を高めることにより、より高度な教育の公平を達成することを企図したものであり、学区に対する州教育補助金配分の新しい方式を規定している<sup>49)</sup>。

このQEAに基づく新しい教育財源調達システムとして採用されることとなった州教育補助金配分方式の中で、基礎教育補助金配分方式としてその中心をなすものが、州が児童・生徒の居住するコミュニティの財政力にかかわらず各児童・生徒たちの基礎的教育に支出されるべき額を設定するという標準教育費財源調達プログラム (the foundation funding program) である。

州標準教育費財源は、教員給与、行政費、教科書及び教材費、年金、社会保険、支援サービス、資本支出、光熱費、成人ハイスクール、学区外通学児童・生徒のための授業料等に充当されうる学区經常費を援助するために、各地方学区に配分される財源である<sup>50)</sup>。

標準教育費財源調達プログラムの具体的内容を、以下において、QEAの規定内容<sup>51)</sup>と、州教育局が作成したQEA関係資料である『1990年制定の質を高める教育法のもとでの財源調達』(Funding Education Under the Quality Education Act of 1990) にもとづいて、明らかにする。

州は、まず最初に、総標準教育費予算と呼ばれる、各学区の適切な教育費支出水準を決定する。この各学区の総標準教育費予算は、小学校児童一人に対して、質の高い教育 (quality education) を提供するために必要であるとして州によって決定される基礎的金額に、学区在籍者数を乗じることにより、算出される。1991-92会計年度において小学校児童一人あたりに設定された金額は、6,640ドルである<sup>52)</sup>。

教育費は、異なった学年及びプログラムに属する児童・生徒を教育する場合に、当然のことながら違いが生じるのであるが、例えば、表5に示されているように、標準教育費補助金においても、これらの学年間及び教育プログラム間での差額を補填するために、各学年及びプログラムに対して標準教育費の加重値が設定され、標準教育費に乗ずることにより、加重標準教育費として修正が加えられる。加重値が補助金算定単位に組込まれていることに関しては、SSIEALと同様である。

表5 1991-92会計年度における各学年及びプログラムのための標準教育費加重値及び加重標準教育費

学年及びプログラムカテゴリー	標準教育費加重値	加重標準教育費 (ドル)
終日幼稚園及びプレスクール (Full-Kindergarten or preschool)	1.00	6,640
半日幼稚園及びプレスクール (Half-Kindergarten or preschool)	0.50	3,320
第1-5学年	1.00	6,640
第6-8学年	1.10	7,340
第9-12学年	1.33	8,831
成人ハイスクール	0.50	3,320
カウンティ職業学校	1.33	8,831

[出所] New Jersey Department of Education, *Funding Education Under the Quality Education Act of 1990*, June 1991, p.3.

加重標準教育費に学区の居住在籍者数を乗ずることによって、最大限の標準教育費予算が決定される。学区の居住在籍者数には前年の10月16日以前で最も10月16日に近い日に在籍していた児童・生徒数が用いられる。

学区総標準教育費予算には、学校施設の維持、資本支出に対して財源を提供する経費としての施設要素費が含まれている。この施設要素費は、学区内の公立学校に実際に在籍している児童・生徒（学区の調整居住在籍者）一人当り施設費（107ドル）であり、施設要素費総額は、この一人当たりの金額に学区調整居住在籍者数を乗じた額となる。

このように、総標準教育費予算額は、標準教育費予算額と学区施設要素費総額を加えることによって算出される。

学区が実際に受領する州標準教育費補助金額は、学区の総標準教育費予算額から地方合法分担額を控除した額であるが、学区の財政努力である地方合法分担額において過度の余剰額がある場合は調整が行われる。

QEAに規定された地方合法分担額とは、その標準教育費予算額における地方学区の財政力にもとづく分担額であり、学区の総標準教育費予算の中で、学区が地方税によって財源調達する額である。この地方合法分担額の決定は、州が独自の計算に基づいて決定する。州は、学区の地方合法分担額を学区財産の富（property wealth）である学区均衡化財産評価額と学区の総所得に基づいて計算する。具体的には、以下の公式に基づいて算出される。

$$\begin{aligned} \text{地方合法分担額} &= 0.5 \times (\text{学区均衡化財産評価額} \times \text{財産価値乗数}) \\ &+ 0.5 \times (\text{学区所得} \times \text{所得乗数}) \end{aligned}$$

この公式において、財産価値乗数及び所得乗数は、州が毎年決定するのであり、ちなみに、1991-92会計年度においては、財産価値乗数が0.0116、所得乗数が0.0447となっている。この新しい教育財源調達方式は、学区住民の従来の財産価値に加えて、個人の平均所得を考慮することにより、低所得の学区の教育財源調達上の問題を直接的に考慮にいたしたものであるいえよう。

QEAでは学区住民の税負担を軽減するための措置として、学区が地方合法分担額を調達するために財産税を徴収し、その額が地方合法分担額を上回る場合、その学区がその余剰額を学区の留保財源にすることがないように措置をとり、その余剰額を学区総標準教育費に計上し、それによって財産税負担を軽減することを意図している。1991-92会計年度においては、大部分の学区は、地方合法分担額を5%超過したすべての余剰額を学区の総標準教育費予算に計上することが要求されている。

以上述べたQEAによる州基礎教育補助金配分方式である標準教育費財源調達方式のもとでの、各学区に対する州標準教育費補助金額の決定について、まとめると次のようになる。

《QEAのもとでの州基礎教育補助金配分方式：州標準教育費補助金配分方式》

$$\begin{aligned} \text{州標準教育費補助金} &= \text{学区総標準教育費予算} - \text{地方合法分担額} \quad (\text{学区財政努力}) \\ &- \text{学区徴収余剰額} \end{aligned}$$

ここで、州標準教育補助金配分方式の諸変数は、次のように求められる。

$$\text{学区総標準教育費予算} = \text{学区基礎的標準教育費予算} + \text{学区総施設要素費}$$

- 学区基礎的標準教育費予算＝学区標準教育費補助金算定単位×  
児童・生徒一人あたり標準教育費額
- 学区標準教育費補助金算定単位＝学区内の各学年及びプログラムカテゴリーにおける  
居住在籍者数×総標準教育費加重値
- 学区総施設要素費＝学区調整居住者数 × \$107
- 地方合法分担額（学区の財政努力）＝0.5×（学区均衡化財産評価額×財産価値乗数）  
＋0.5×（学区所得×所得乗数）
- 学区徴収余剰額：地方合法分担額の余剰徴収額

PSEAにも規定されていたのであるが、QEAにおいて、州は、学区が地方財産税を毎年増額させることを制限するために、学区の予算の増大額を厳しく制限し、それによって費用効果性を促進し、教育費支出額における全体の増大額を制限する。予算増大における制限は、予算キャップ（budget caps）によって決定される。

予算キャップは、学区がその純予算を毎年増大させることを許容されている最大額を計算するために使用されているパーセンテージである。学区は、予算キャップ公式で計算される支出水準を上回って学区の純予算を増大させるための許可を獲得する場合にのみ、予算キャップで許可される額を超えて支出することが可能である<sup>53)</sup>。QEAに予算キャップが組込まれていることは、標準教育費財源調達方式においてもPSEAと同様に補助金配分における効率性が配慮されていると解釈できよう。

QEAは、1991-92会計年度に施行された。表6に示した1991-92会計年度州教育補助金配分額から、標準教育費財源調達補助金は、同会計年度においては206,160.8万ドルであり、補助金総額の46.24%を占めていたことが看取できる。標準教育費財源調達プログラムの参加学区数は1991-92年においては375学区であった<sup>54)</sup>。

QEAによって、州教育補助金配分額は、1990-91年から1991-92年の間に80,000万ドル、率にして22%増大した<sup>55)</sup>。

表6 1991-1992会計年度州教育補助金配分額

州教育補助金配分プログラム		配分額（ドル）	配分割合（%）
QEAのもとでの教育補助金プログラム		4,307,530,000	96.61
QEAのもとでの教育補助金プログラムの内訳	標準教育費財源調達補助金	2,061,608,000	46.24
	二カ国語教育	52,688,000	1.18
	アット・リスク児童・生徒に対する補助金	245,829,000	5.51
	特殊教育	528,654,000	11.86
	カウンティ職業教育	11,333,000	0.25
	地域職業教育	767,000	0.02
	児童・生徒輸送補助金	247,982,000	5.56
	教員年金援助	607,259,000	13.62
	教員社会保健援助	334,696,000	7.51
	移行措置補助金	115,362,000	2.59
	債券サービス補助金	76,352,000	1.71
補充教育の質のための補助金	25,000,000	0.56	
教育へのその他の補助金プログラム		151,256,000	3.39
総計		4,458,786,000	100.00

注) QEAのもとでの教育補助金プログラムの内訳で示した配分割合は、州教育補助金配分額の総計額に占める各プログラムの補助金配分額の割合を表わしている。

[出所] Melvin L. Wyns, Director, Bureau of School Finance New Jersey State Department of Education, New Jersey, p.4の表をもとに筆者が作成した。

## 2. QEAの特徴と意義

QEAは、既に述べたように、ニュージャージー州最高裁判所が同州に対して、同州内の特別なニーズをもつ学区と富裕学区との間の支出の公平を要求したことに対して、同州議会がそれに応じるものとして制定されたものである。従って、QEAにおいて「特別なニーズをもつ学区 (special needs districts)」として、同州の6大都市学区であるCamden学区 (Camden County)、Newark学区 (Essex County)、Jersey City学区 (Hudson County)、Paterson学区 (Passaic County)、Trenton学区 (Mercer County)、Elizabeth学区 (Union County) を含む30の都市学区を選定<sup>56)</sup>していることと、それらの学区に関しての州基礎教育補助金配分方式における財政上の特別措置、すなわち、これらの30の都市学区では、在住する児童・生徒の教育ニーズに効果的に応じることができるように、上述した児童・生徒一人当たり標準教育費が、その他の学区と比較して、5%だけ増額されていることは、QEAにおける特徴といえるであろう。

QEAの制定によって導入された同州公立学校財政制度の中心をなす州基礎教育補助金配分方式としての州標準教育費財源調達プログラムは、いうまでもなく、アメリカ合衆国の大部分の州で導入されている標準教育費補助金配分方式の一形態である。従来の標準教育費プログラムやその他の均衡化補助金プログラムは、地方財産税のみを地方学区財政努力の指標としていたために、結果として、地方学区の財産に大幅に依存することになっていた。そのため、学区間の財政力を均衡化するための州教育補助金の機能は、十分に発揮されなかった。しかし、QEAにおいて注目に値する点は、地方学区財政努力の指標として、地方財産税に加えて、地方学区の所得を加えたために、貧困な都市学区についても十分に考慮するものとなったことや、適切かつ公平な教育を州内すべての児童・生徒に提供するために、州が教育費において適切性の水準を設定し、学区間の財政力のいかにかわらず、その水準での教育費の確保を保障することが企図されていることである。加えて、いわゆる「都市の過重負担」による都市学区と郊外及び農村部の学区との教育サービスの質の格差是正のための措置として、「特別なニーズをもつ学区」の指定とそれらの学区に対するニーズに応じた財源措置が組み入れられている点も、注目に値すると思われる。

## IV 総 括

アボット判決によるニュージャージー州最高裁判所の命令を受けて制定されたQEAによって、同州公立学校財政制度がどのように改革されることになったのかについて、QEA施行以前の公立学校財政制度、すなわち、1960年代は、1954年に制定されたSSAL、通称Dumont法に基づく公立学校財政制度について、1970年代前半は、1971年に制定されたSSIEAL、通称Bateman法にもとづく公立学校財政制度について、1970年代後半から1980年代を通しては、同州のロビンソン事件に対する一連の判決の最中の1975年に制定されたPSEAに基づく公立学校財政制度について、制度の中心をなす州基礎教育補助金配分方式に焦点をあてて、それぞれの制度の特徴をおさえた上で、考察してきた。

以上の考察をふまえて、QEAのもとでの同州公立学校財政制度の特徴を、QEA施行以前の同州公立学校財政制度との比較の観点からまとめると、次のようになる。

第一に基礎教育補助金配分方式の類型についてである。

1960年代の公立学校財政制度 (SSAL) のもとでの基礎教育補助金配分方式は、州が最小限の教育

費支出水準を決定し、地方学区の努力との差額を補助金として補填するという伝統的な標準教育費プログラムであった。1970年代前半の公立学校財政制度（SSIEAL）のもとでの基礎教育補助金配分方式及び、1970年代後半から1980年代の公立学校財政制度（PSEA）のもとでの基礎教育補助金配分方式は、保障課税ベース補助金方式（GTB方式）であった。これに対して、1990年代前半の公立学校財政制度（QEA）のもとでの基礎教育補助金配分方式は州が児童・生徒一人あたりの教育費支出額的水準を決定するとともに、学区の標準教育費関係予算を決定するという新しい形態の標準教育費プログラムであった。

第二に基礎教育プログラムを提供するための学区経常費支出予算の決定方法についてである。

1960年代の公立学校財政制度（SSAL）、1970年代前半の公立学校財政制度（SSIEAL）、1970年代後半から1980年代の公立学校財政制度（PSEA）では、各学区が経常費支出予算を決定していた。他方、1990年代前半の公立学校財政制度（QEA）では、基礎教育プログラム提供のための経常費支出予算を、州が各学区の標準教育費予算額を設定するという形態で決定することになり、州がイニシアチブをとったことが注目されよう。

第三に学区財政力の指標のとり方についてである。

1960年代の公立学校財政制度（SSAL）及び、1970年代前半の公立学校財政制度（SSIEAL）及び1970年代後半から1980年代の公立学校財政制度（PSEA）では、学区財政力の指標は地方財産税（学区均衡化財産評価額）であった。これに対して、1990年代前半の公立学校財政制度（QEA）では、地方財産税（学区均衡化財産評価額）と学区居住者の所得を総計したものとなり、低所得者層が多く居住する学区の財源調達に対して配慮がなされることになった。

第四に州公立学校財政制度の主要原理の重点の置き方の変容についてである。

ニュージャージー州では、同州憲法のT&E規定、すなわち周到かつ効率的な無償の公立学校教育を提供することを公立学校財政運営の目的としていたものの、1960年代後半の公立学校財政制度（SSAL）、1970年代前半の公立学校財政制度（SSIEAL）においては、学区間の教育費支出額の均衡化及び学区財政力の均衡化に主眼があったため、公立学校財政制度の主要原理は教育の富（wealth）の公平性であったといえる。SSIEALにおいては、基礎教育補助金配分方式の補助金算定単位として、個々の児童・生徒の教育ニーズを考慮に入れた加重値システムを組入れた加重児童・生徒数を採用していたことから、教育の富の公平性に加えて教育ニーズ（need）の公平性も配慮されていたことが指摘できる。1970年代後半から1980年代の公立学校財政制度（PSEA）では、基礎教育補助金の算定単位に加重値システムが組入れられていなかったものの、PSEAの中で、無償の公立学校の周到かつ効率的なシステムの目標として、「社会・経済的地位及び地理的な立地条件にかかわらず、ニュージャージー州内のすべての児童・生徒たちに民主主義社会において政治的・経済的・社会的に機能する準備をさせる教育機会を提供すること」を規定するとともに、無償の公立学校の周到かつ効率的なシステムの具体的な内容を規定していたことから、T&E規定を実質的に実現することを目的としていた。したがって、同年代の公立学校財政制度の主要原理には従来の教育の富の公平性に教育の適切性が加えられていたことが指摘できる。また、PSEAにおいては、学区に対しての均衡化補助金配分額に制限を課し、それによって学区が教育費予算額に制約を課されることになったことから、補助金配分の効率性と学区教育費支出額の効率性の向上を配慮していたことも加えて指摘しておく必要がある。

1990年代前半の公立学校財政制度（QEA）は、州がすべての児童・生徒たちに適切な教育を提供

するための教育費水準を、個々の児童・生徒の教育ニーズに対応した加重値システムを組入れた標準教育費水準として設定するとともに、各学区の児童・生徒一人あたり標準教育費支出額を決定し、その標準教育費支出総額を学区の財政力に応じて学区と分担するものであった。各学区の財政力についても、学区の財産評価額のみではなく、学区の所得を考慮にいたったものであり、学区の財政力をより正確に判断し、教育費支出額の学区間不均衡の是正をも考慮に入れていた。したがって、QEAのもとでの公立学校財政制度は、適切な教育を提供するための財政措置に特徴があり、教育の富の公平性と教育のニーズの公平性の双方を考慮にいたった高度なレベルの教育の公平性と教育の適切性を、公立学校財政制度の主要原理として明確化したといえる。また、効率性に関しても同公立学校財政制度においては、最小限援助補助金が撤廃されたことと、学区予算額の増大に歯止めをかける予算キャップの規定を設けることによる学区教育費支出額の増大を制限する規定が加えられたことから、補助金の効率性及び学区予算の効率性に対しても配慮されていることが指摘できる。

以上4つの考察から、ニュージャージー州におけるQEAにもとづく公立学校財政制度は、適切かつ公平な教育サービスの提供を保障するための公立学校財政の適切性の確保が、州主導によってなされつつある顕著な事例であることが指摘できる。

## 註

- 1) Mark Jaff, Kenneth Kersch, "Guaranteeing a State Right to a Quality Education: The Judicial—Political Dialogue in New Jersey", *Journal of Law & Education* Vol. 20, No. 3., Summer 1991, p. 271.
- 2) N. J. Const. art. VIII, § 4.  
T&Eは、ロビンソン I 判決では、周到かつ効率的な学校システムとは、適切な体育施設 (physical facilities) と教材 (educational materials), 適切なカリキュラム (proper curriculum) およびスタッフと教育運営のための十分な教育財源を含んだものと解釈されている。(Robinson v. Cahill, 118 New Jersey Super 223, 287A 2d 187 (1972), p. 193)  
アボット判決では、T&Eは、労働市場で競争するために必要とされる諸技術を教えること以上の意味として解釈されている。すなわち、T&Eは、市民としての役割を遂行することが可能であるようにすることを意味していた。加えて、T&Eは、コミュニティの生活の中で、社会に完全に参加するための能力、音楽、芸術、文学を鑑賞するとともに、友人たちとそれらのものを共有できる能力を意味していた。(Abbott v. Burke, 119 N. J. A. 575A 2d. 397.)
- 3) Robinson v. Cahill, 118 New Jersey Super 223, 287A 2d 187, p. 209 (1972).
- 4) ニュージャージー州以外に同様の規定をもつ州は、アーカンサス州、コロラド州、デラウェア州、フロリダ州、アイダホ州、ケンタッキー州、メリーランド州、ミネソタ州、モンタナ州、ノースダコタ州、オハイオ州、オレゴン州、ペンシルバニア州、テネシー州、ヴァージニア州、ウエストヴァージニア州、ウイスコンシン州の計17州ある。(Mark Jaff, Kenneth Kersch, op. cit., p. 276.)
- 5) アボット対パーク事件は、ニュージャージー州にある4つの都市学区、すなわちCamden, East Orange, Jersey City, Irvingtonの児童・生徒たちを代表とする原告が、ニュージャージー



州の公立学校財政制度は、同州憲法 8 条 4 項の T&E 規定に依拠していないとして訴訟を起こしたものである。

- 6) *Abbott II*, 119 N.J.A.2d.at.363.
- 7) New Jersey Department of Education, *Funding Education Under the Quality Education Act of 1990*, June 1991, p.2.
- 8) 学区経常費予算とは、教育委員会教育長の給与、学区職員の給与、公立学校の校長を始めとする教職員の給与、図書・教材費、学校備品費、学校施設・設備維持費、等の日々の地方学区の運営、公立学校の運営のために必要とされる経費に充当される予算である。(State School Incentive Equalization Aid Law of 1970, 18A:58-2 Definition, 57.)  
換言すれば、この経常費予算は、児童・生徒に対して日々提供される教育サービスに伴う経費に充当される予算といえる。
- 9) この標準教育費プログラムは、Strayer と Haig によって開発され、Mort によって修正されたものであり、Mort-Strayer-Haig 財政プランとも呼ばれている。この標準教育費プログラムは、すでに ニュージャージー州では採用されていた。1933年に Mort が、学校財政に関するニュージャージー州知事諮問委員会のディレクターとして、Strayer と Haig によって提唱された標準教育費プログラムの骨子 (essentials) を含んだ、同州で最初の均衡化公式を提唱していたことによるものである。(Stephen F.Swett Jr., "Relationship Between Ability, Tax Effort and Expenditure Policies of Selected New Jersey School Districts", Ed.D.dissertation the University of New Jersey, 1976, pp.27-28)  
ストレーヤーとヘイグによって開発された標準教育費プログラムに関しては、白石裕「米国地方教育財政論～州との関係を中心に～」『京都大学教育学部紀要』X IX, 1973年、小川正人「アメリカ公立学校財政制度に関する一考察～70年代教育財政改革の制度的背景と改革の展開を中心に～」『東京大学教育学部、教育行政学研究室紀要』第2号に詳しい。
- 10) 州教育補助金に関しては、標準教育費プログラムを規定した State School Aid Law of 1954 の 18A:58-3, 地方合法的分担を規定した同法 18A:58-4, 均衡化補助金及び最小限補助金を規定した同法 18A:58-5 にみられる。
- 11) 地方合法分担額は、均衡化評価額 1 ドルあたり 10.5 ミル、すなわち 100 ドルあたり 1.05 ドルの税率で地方により調達される収入額と同額のものとして定義されている。(State School Aid Law 1954, 18A:58-4.)
- 12) 均衡化評価額とは、最近の売買 (sales) の調査を通して、州の課税局長 (the State Director of the Division of Taxation) によって決定される学区における課税不動産 (taxable real property) の真の市場価値 (true market value) に当てはめられる用語である。(N.J.S.A. 54:1-3 5et seq)
- 13) *Robbinson v. Cahill*, 118 New Jersey Super 223, 287A 2d 187 (1972), p.190.
- 14) *Ibid.*
- 15) Advisory Commission on Intergovernmental Relations, *Significant Features of Fiscal Federalism Volume 2 Revenue and Expenditures 1991*, p.244.
- 16) Morris Beck, "Fiscal Reform in New Jersey: Proposals Affecting School Finance and

Property Taxation ,” ,edited by Richard W.Lidholm,*Property Taxation and the Finance of Education*,the University of Wisconsin Press, Madison, Wisconsin,1974,p.181.

- 17) 学区に対する州基礎教育補助金の主要機能として、Charles S.Benson は、①学区教育サービス提供の適切化機能、②教育に対する地方統制 (local control) 維持機能、③学区財源収入の安定化機能、④学区間教育費支出額並びに租税負担額均衡化機能、の4つをあげている。

(Charles S.Benson, “State Government Contributions to the Public Schools” ,John Augenblick ed.,*Public Schools—Issues in Budgeting and Financial Management—*,Transaction, Inc.,1985,pp.12—17.)

- 18) 全米教育財政プロジェクト (the National Educational Finance Project) が開発した、公立学校教育補助金プログラムによる学区間教育支出額並びに租税負担額の均衡化に対する努力度を示す指標である均衡化度 (the extent of equalization) によると、ニュージャージー州の均衡化度は、SSALの施行されていた1968—69会計年度において、3.754であり、全米50州中、第43位を占めており、均衡化度の低かったことが伺える。ちなみに、この当時均衡化度の最も高かった州は、ハワイ州 (8.400) であり、最も低かった州は、コネティカット州 (2.295) であった。(Roe L.Johnes, Edgar L.Morpht,*The Economics and Financing of Education —A System Approach*,Prentice—Hall, Inc.,Englewood cliffs,N.J.,1975,p.225)

- 19) Bateman (Senator Raymond H.Bateman) は、学校補助金に関する研究委員会の委員長を務めた人物であり、1966年に現行の補助金プログラムすなわち標準教育費プログラムを「学校におけるあらゆる児童・生徒のために適切な課税ベースを保障することによって良い教育を提供するための負担 (burden) を均衡化する」ために、保障財産評価額タイプ (a guaranteed valuation type) の補助金プログラムに変更すべきである、と提唱した。(Phyllis Tohmas Finger,p.12.)

- 20) Morris Beck,op.cit.,p.180.

- 21) AFDCは、Aid to Families with Dependent Childrenの略であり、要扶助児童・生徒をもつ家庭に対する財政援助を意味している。

- 22) *School Funding In New Jersey:From Past To Present*,New Jersey State Board of Education October 1992.p.1.

- 23) SSIEALのもとでの児童・生徒一人あたり州保障財産評価額とは、それぞれの学区で一定基準以上の財産評価額を州が保障するものであり、その評価額は、学区の種類によって設定された。児童・生徒一人当たりの州保障財産評価額を学区の種類ごとに具体的に示すと次のようになる。

基礎学区 (basic district) : 30,000.00ドル以上

制限学区 (limited district) : 33,750.00ドル以上

準総合学区 (precomprehensive district) : 41,250.00ドル以上

総合学区 (comprehensive district) : 45,000.00ドル以上

(State School Incentive Equalization Aid Law of 1970,18A:58—2 Deffinition,55)

- 24) Ibid.,18A:58—5.

- 25) Ibid.,18A:58—2.

- 26) Ibid.,18A:58—5.

- 27) Ibid., 18A:58-5.
- 28) 各タイプ別の児童・生徒一人あたりの額は以下のようにになっている。  
 非運営学区 (nonoperating district) : 100.00ドル以上  
 基礎学区 (basic district) : 110.00ドル以上  
 制限学区 (limited district) : 122.50ドル以上  
 中間学区 (intermediate district) : 135.00ドル以上  
 準総合学区 (precomprehensive district) : 147.50ドル以上  
 総合学区 (comprehensive district) : 160.00ドル以上 (Ibid., 18A:58-5)
- 29) *Robbinson v. Cahill*, 118 New Jersey Super 223, 287A 2d 187 (1972), p.191.
- 30) Ibid.
- 31) Morris Beck, op. cit., p.180.
- 32) *Robinson v. Cahill*, 118 New Jersey Super 223, 287A 2d 187 (1972), p.191.
- 33) Ibid.
- 34) このロビンソン判決については、白石裕「アメリカ合衆国現代学校財政制度訴訟の生成と展開 (I)」(『京都大学教育学部紀要』XXXIX, 1992年)に詳しい。
- 35) *School Funding In New Jersey: From Past To Present*, New Jersey State Board of Education October 1992. p.1)
- 36) Ibid.
- 37) ロビンソンIV判決(1975)では、ニュージャージー州最高裁判所は、州議会の制定した同州学校財政計画を再吟味し、学区と州教育局が共同して、すべての児童・生徒たちに提供する教育機会の質を改善するための基準、目標、ガイドラインの公式化による教育のゆきとどいて効率的なシステムの構成要素を確立するための州教育局の努力を賞賛する一方で、教育上のガイドラインのみで財源の再配分がなければ、憲法上の命令を満たさないと警告し、これから5か月以内に州議会が独自の学校財政計画を開発しない場合には、州補助金の再分配を命じると告げた。(Martha M. McCarthy, "Adequacy in Educational Programs A Legal Perspective", K. Forbis Jordan, Neda H. Cambron-McCabe, *Perspective In State School Support Programs*, Barllinger Publishing Company, 1981, p.319)  
 PSEAは、その合憲性を1976年に州最高裁に認められたものの、州議会が同法の裏付となる財源供給に失敗したために、ロビンソンVI判決により、公立学校が1週間閉鎖されるという事態をへて、州議会により、同法の財源として州所得税導入を決定したことにより、公立学校も再開されることになり、実質的に機能することになったのである。
- 38) Public School Education Act of 1975, 18A:7A-4.
- 39) Ibid., 18A:7A-5.
- 40) Ibid., 18A:7A-18.
- 41) 児童・生徒一人あたり保障財産評価額は、補助金算定が実施される年の児童・生徒一人あたりの州平均評価額の1.344倍の額に相当するものである。(Ibid., 18A:7A-3)
- 42) 児童・生徒一人あたり最小限援助保障財産評価額は、補助金算定が行われる年の児童・生徒一人あたりの平均評価額の11.5倍の額に相当するものである。

- 43) GTB方式については、若干本文のなかですでに言及したが、ここで少し、詳しく説明する。  
GTB方式は、一般には、州が、学区に対して教育財源へのアクセスの均等を保障するための補助金配分方式である。同方式では、州が各学区に対して児童・生徒一人あたり同額の財産評価額を保障する。これがすなわち州保障財産評価額である。学区は自らの裁量で学区予算を決定するとともに、その自ら決定した予算のための財源を調達するために必要とされる教育税率を決定する。その際、その教育税率を計算するための評価価値 (assessed value) として児童・生徒一人あたり州保障財産評価額に学区居住児童・生徒数を乗じた額が使用される。教育税率は、学区予算をその州保障財産総額で除して求められた数値となる。GTB方式では、州が、学区が学区予算を調達するために、学区均衡化財産評価額を課税ベースとして実際に調達した額と州保障財産評価額を課税ベースとして調達されうる額との差額を、均衡化補助金として保障することになる。  
(James W. Guthrie, Walter I Garms, Lawrence C. Pierce, *School Finance and Education Policy—Enhancing Educational Efficiency, Equality, and Choice—*, Prentice—Hall, Inc., 1988, p. 133, p. 139.)
- 44) Margaret E. Goertz and Jaet Hannigan, Delivering A “Thorough and Efficient” Education in New Jersey: the Impact of Expanded Area of policy Making, *Journal of Education Finance* 4 (summer, 1978), pp. 58—59.
- 45) 特定補助金の算定方法については、Public School Education Act of 1975の18A:7A—20に規定されている。
- 46) *Abbot v. Burke*, 575 A.2d 359 at 378 (NJ 1990).
- 47) *Abbot v. Burke*, 575 A.2d 359 at 378 (NJ 1990)の脚注.
- 48) Public School Education Act of 1975, 18A:7A—25.
- 49) New Jersey Department of Education, *Funding Education Under the Quality Education Act of 1990*, June 1991, p. 1.
- 50) *Ibid.*, p. 2.
- 51) Quality Education Act of 1990, 18A:7D—4~18A:7D—15.
- 52) New Jersey Department of Education, *Funding Education Under the Quality Education Act of 1990*, June 1991, p. 3.
- 53) Melvin L. Wyns, Director, Bureau of School Finance New Jersey State Department of Education, *New Jersey*, p. 3.
- 54) *Ibid.*, p. 8.
- 55) Margaret E. Goertz, “School Finance Reform in New Jersey: The Saga Continues”, *Journal of Education Finance* 18 (Spring, 1993), p. 355.
- 56) 特別なニーズをもつ学区として選定されるには、2つの基準がある。  
① ニュージャージー州教育局は、学区を社会経済的地位 (socioeconomic status SES) によってAからJまでの10グループに分類している。この分類によるグループは、学区要因グループ (District Factor Groups DFGs) として知られており、SESが最も低い学区はA、SESが最も高い学区はJに分類されている。特別なニーズをもつ学区として選定される都市学区は、

この学区要因グループの中でAかBに属している。

② 学区の15%の児童・生徒がAFDCの対象者であり、それらの児童・生徒が少なくとも1000人在籍している。

これらの2つの基準を満たしていたとしても、州平均の2倍に相当する財産評価額を有する学区は、特別なニーズをもつ学区とはみなされない。(New Jersey Department of Education, *Funding Education Under the Quality Education Act of 1990*, June 1991, p.9.)

特別なニーズをもつ学区として指定されている30の学区のうち、6大都市学区以外の学区は、Asbury Park学区 (Monmouth County), Bridgeton学区 (Cumberland County), Burlington City学区 (Burlington County), East Orange学区 (Essex County), Garfield学区 (Bergen County), Gloucester City学区 (Camden County), Harrison学区 (Hudson County), Hoboken学区 (Hudson County), Irvington学区 (Essex County), Keansburg Borough学区 (Monmouth County), Long Branch学区 (Monmouth County), Millville学区 (Cumberland County), Neptune Township 学区 (Monmouth County), New Brunswick学区 (Middlesex County), Orange学区 (Essex County), Passaic学区 (Passaic County), Pemberton Township学区 (Burlington County), Perth Amboy学区 (Middlesex County), Phillipuburg学区 (Warren County), Plainfield学区 (Union County), Pleasantville学区 (Atlantic County), Union City学区 (Hudson County), Vineland学区 (Cumberland County), West New York学区 (Hudson County) である。(New Jersey Department of Education, *Funding Education Under the Quality Education Act of 1990*, June 1991, p.27.)